

## 7月の納税のお知らせ

7月は固定資産税（第2期）、国民健康保険税（第1期）、介護保険料（第1期）後期高齢者医療保険料（第1期）の納期です。

8月2日(月)までに納めてください。口座振替は8月2日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6%）が課されます。

問合せ 収納課 ☎ 551-1578

■後期高齢者医療保険に関するお知らせ

■後期高齢者医療保険の被保険者証が8月から新しくなります

現在の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月末までの間で、新しい被保険者証を7月中に被保険者へ送付します。

7月31日(土)までにお手元に届かない場合は、後期高齢医療係へお問い合わせください。

■8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、世帯の市民税課税所得により、1割か3割となっています。平成21年中の所得により、8月から的一部負担割合を見直します。

3割負担となる方市民税課税所得が145万円以上ある方や、その方と同じ世帯

の欄をご覧ください。

にいる被保険者の  
1割負担となる方同じ世帯

の後期高齢者医療制度の被保険者全員の市民税課税所得が145万円未満の方

3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります。

件を満たす方は、1割負担になります。

①普通徴収窓口納付または口座振替の方です。

②特別徴収一定の要件を満たした65歳以上75歳未満の世帯で、年金から徴収されますが、特別徴収には仮徴収があり、年金の受給開始時期により仮徴収の開始時期も4月、6月、8月と異なります。

③普通徴収・特別徴収10月から特別徴収が開始する世帯です。第1期～3期分を普通徴収でお支払いいただき、第4期～8期に納めていた年金から特別徴収します。

※特別徴収ではなく普通徴収を希望される方は、口座

による納付を条件として、普通徴収に切り替えることができます。その際は必ず申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに

申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

融資担当者による出張の個別相談会を開催します。

融資担当者との直接相談

です。即審査が受けられ

ります。通常の相談会より

も一步踏み込んだこの機会

を積極的にご活用ください。

相談時間帯は、申込順に希望時間を持参ください。

運転資金をはじめとした資金繰りをお考えの事業者

向けて、日本政策金融公庫

による納付を条件として、

普通徴収に切り替えること

ができます。その際は必ず申請が必要です。詳細は、納

税通知書に同封のパンフレ

ット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに

申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに

申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに

申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに

申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに

申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに

申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

場所 商工会館1階相談室

相談者 日本政策金融公庫立川支店担当者

問合せ ☎ 551-2927

会場 平井237-3

日時 8月28日(土)・29日(日)、9月4日(土)・5日(日)・11日(土)

分(全5回)

場所 イオンモール日の出2階イオンホール(日の出町)

日時 7月8日(木)午前10時～午後4時(30分毎)

申込み ☎ 551-2927

対象 創業予定者、創業後再度学びたい方等

受講料 一人5,000円(テキスト代含む)

定員 40人(先着順)

新規開業に必要な基礎知識から事業計画書の作成まで

創業を目指す方を対象に、

の具体的知識や実践的なノウハウを体系的に習得できるセミナーを開催します。

このチャンスにぜひ、参加してみませんか?

※申込書の用紙は商工会にあります。

※上記の目安は、次の条件によるものです。

○( )内の収入の目安は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています

○一部納付の目安は、社会保険料(国民年金、国民健康保険及び介護保険)について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています

○「4人世帯」および「2人世帯」のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合

○「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合